

●香川県告示第225号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和47年12月22日指道第43号（香川県告示第759号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成26年5月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成26年4月30日
- 2 指定を廃止する道路の位置 観音寺市豊浜町和田浜字宮ノ後1551番10及び1551番22
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 14.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。